

令和4年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日野町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和4年11月28日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・会長の職務執行状況報告を適切に行うこと。
- ・会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、社会福祉法人会計基準にのっとり適切な事務処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>会長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行についての報告（以下「職務執行状況報告」という。）を理事会に報告しなければならないところ、行っていなかった。</p> <p>については、会長は、自らによって職務執行状況報告を行うこと。</p> <p>なお、職務執行状況報告は、理事会への報告の省略によることはできないので、理事会を開催の上しなければならないので留意すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「次回開催の定時理事会より、会長自らが職務執行状況報告を行うこととする。」旨回答しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の14第9項により準用する 一般法人法第98条） （法第45条の16第3項） （定款第21条第4項）</p>	<p>令和4年度第1回理事会以降、会長自らが報告を行っており、既に改善している。</p>
2	<p>日野町社会福祉協議会おしどり作業所拠点区分資金収支計算書の当期末支払資金残高が、貸借対照表の支払資金残高（流動資産と流動負債の差額）と一致していなかった。</p> <p>については、資金収支計算書と貸借対照表の整合性を図ること。</p> <p style="text-align: center;">（会計省令第13条） （運用上の取扱い5）</p>	<p>令和4年度決算時に整合する。</p>
3	<p>給与の過誤支払に伴う遅延損害金（遅延利息）を支出しているが、理事会及び評議員会で決議が行われていなかった。</p> <p>については、予算外の新たな義務の負担を伴う遅延損害金の支出に当たっては、理事会及び評議員会の決議を行うこと。</p>	<p>今後、同様の場合には理事会及び評議員会において決議の上、執行することとする。</p>

	(定款第 12 条第 6 号) (定款細則第 29 条第 4 項第 3 号)	
4	<p>日野町社会福祉協議会事業所拠点区分資金収支計算書の寄附金収入額と寄附金収益明細書の寄附金額が一致していなかった。</p> <p>については、資金収支計算書と寄附金収益明細書の整合性を図ること。</p> <p>(会計省令第30条) (運用上の取扱い 26)</p>	<p>収益明細書への記載漏れがないよう、また、双方の間で不一致が起きないようにチェック体制を強化する。</p>